

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.019

処 分 名	身体障害児補装具の交付・修理の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	総合支援法施行細則（平成 25 年規則第 43 号）第 36 条第 1 項
審 査 基 準	<p>総合支援法施行細則</p> <p>第 35 条 法第 76 条第 1 項の規定による補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第 44 号）に障害者及びその障害者が属する世帯（障害児とその保護者は同一世帯とみなす。）の他の世帯員の市町村民税額等を証する書類、補装具の購入又は修理に要する費用の見積書を添えて福祉事務所長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に申請書等を提出することができる。</p> <p>2 申請する補装具が、医学的判定を要するものである場合は、その支給の要否及び処方についての基礎資料とするため、指定自立支援医療機関、保健所又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項に規定する身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）のいずれかの医師が作成した補装具費支給意見書（様式第 45 号）を添付しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前 2 項に規定する申請があったときは、必要な審査を行い、当該障害者に係る調査書（様式第 46 号）を作成するとともに、申請内容等を審査し、支給の要否を決定しなければならない。</p>
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	<p>ホームページのリンク先</p> <p>http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaiasha/seikatsushien/hosougu.html</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■ 障害者総合支援法施行細則

(補装具費の支給申請等)

第 35 条 法第 76 条第 1 項の規定による補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具費(購入・修理)支給申請書(様式第 44 号)に障害者及びその障害者が属する世帯(障害児とその保護者は同一世帯とみなす。)の他の世帯員の市町村民税額等を証する書類、補装具の購入又は修理に要する費用の見積書を添えて福祉事務所長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に申請書等を提出することができる。

2 申請する補装具が、医学的判定を要するものである場合は、その支給の要否及び処方についての基礎資料とするため、指定自立支援医療機関、保健所又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 9 条第 5 項に規定する身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)のいずれかの医師が作成した補装具費支給意見書(様式第 45 号)を添付しなければならない。

3 福祉事務所長は、前 2 項に規定する申請があったときは、必要な審査を行い、当該障害者に係る調査書(様式第 46 号)を作成するとともに、申請内容等を審査し、支給の要否を決定しなければならない。

(補装具費の支給決定の通知等)

第 36 条 福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書(様式第 47 号)により申請者に通知するとともに、補装具費支給券(様式第 48 号)(以下「支給券」という。)を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第 1 項の申請に対し、当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者でないと認めるときは、補装具費支給却下決定通知書(様式第 49 号)により申請者に通知するものとする。